

令和7年3月7日

各 位

会社名 株式会社アイビー化粧品
代表者名 代表取締役社長 白銀 浩二
(コード番号 4918 東証スタンダード)
問合せ先 取締役 経営管理部 部長
役職・氏名 中山 聖仁
電 話 03-6880-1201

第3回新株予約権（行使価額修正条項付）及び第4回新株予約権（行使価額修正型新株予約権転換権付）の行使期間満了に伴う取得と消滅に関するお知らせ

当社が、令和4年3月7日に発行しました第三者割当の方法による第3回新株予約権（行使価額修正条項付、以下、「本第3回新株予約権」といいます。）及び第4回新株予約権（行使価額修正型新株予約権転換権付、以下、「本第4回新株予約権」といい、本第3回新株予約権と総称して「本新株予約権」といいます。）につきまして、本新株予約権の買受契約書に基づき、割当先である三田証券株式会社より取得請求の通知があったため、令和7年3月7日付で残存する本新株予約権の全部を取得致しました。

また、本新株予約権は、行使期間満了に伴い消滅致しますので、下記の通り、あわせてお知らせ致します。

記

1. 本新株予約権の概要

(1) 新株予約権の名称	株式会社アイビー化粧品第3回新株予約権 株式会社アイビー化粧品第4回新株予約権
(2) 割当日	令和4年3月7日
(3) 発行新株予約権数	12,200個 本第3回新株予約権 10,000個 本第4回新株予約権 2,200個
(4) 発行価額	総額7,513,000円 (本第3回新株予約権1個につき715円、本第4回新株予約権1個につき165円)
(5) 当該発行による潜在株式数	1,220,000株（新株予約権1個につき100株） 本第3回新株予約権 普通株式 1,000,000株 本第4回新株予約権 普通株式 220,000株 本第3回新株予約権及び本第4回新株予約権の下限行使価額はいずれも600円ですが、下限行使価額においても潜在株式数は1,220,000株です。
(6) 調達資金の額（新株	1,003,513,000円（差引手取金概算額：971,473,000円）

<p>予約権の行使に際して出資される財産の価額)</p>	<p>(内訳)</p> <p>本第3回新株予約権 新株予約権発行による調達額： 7,150,000円 新株予約権行使による調達額：600,000,000円</p> <p>本第4回新株予約権 新株予約権発行による調達額： 363,000円 新株予約権行使による調達額：396,000,000円</p>
<p>(7) 行使価額及び行使価額の修正条件</p>	<p>当初行使価額</p> <p>本第3回新株予約権 600円 本第4回新株予約権 1,800円</p> <p>本第3回新株予約権については、当社は、行使価額の修正が行われるものとし、割当日以後、本第3回新株予約権の発行要項第17項に定める本第3回新株予約権の各行使請求の効力発生日（以下、「修正日」といいます。）の直前取引日の株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」といいます。）における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額（以下、「修正日価額」といいます。）が、当該修正日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合または下回る場合には、当該修正日の翌日以降、当該修正日価額に修正されます。但し、修正日にかかる修正後の行使価額が600円（以下、「下限行使価額」といい、本第3回新株予約権の発行要項第10項の規定を準用して調整されます。）を下回ることとなる場合には行使価額は下限行使価額とします。</p> <p>本第4回新株予約権については、当社は、資金調達のため必要と判断した場合、当社取締役会の決議により、本第4回新株予約権を行使価額修正型の新株予約権に転換することができ、かかる転換権の行使後は本第4回新株予約権に係る行使価額の修正を行うことができるものとします（上記「資金調達のため必要と判断した場合」とは、具体的には、(i) 当該時点における当社株価が下限行使価額を超えているものの行使価額に達していない場合において、緊急の資金需要が生じ又は生じる蓋然性が高く、当該資金需要に対応するために行使価額の修正により本第4回新株予約権の行使を促進する必要があると当社が合理的に判断する場合（例えば、社会情勢・業界情勢や当社取引状況の変化等により資金需要が早まった場合や機動的な投資を行う必要がある場合）、(ii) 当該時点における株価が行使価額を大きく上回って推移している場合において、当社が行使価額の修正により株価上昇メリットを速やかに享受する必要があると当社が合理的に判断する場合（例</p>

	<p>例えば、当該行使価額又はその水準近辺で本新株予約権が行使されるよりも、転換権を行使し行使価額修正条項付新株予約権の行使を期待する方が資金調達額が増加するものと見込まれる場合)を想定しております)。この場合の行使価額は、各修正日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額(修正日価額)が、当該修正日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合または下回る場合には、当該修正日の翌日以降、当該修正日価額に修正されます。但し、修正日にかかる修正後の行使価額が600円(下限行使価額。本第4回新株予約権の発行要項第10項の規定を準用して調整されます。)を下回ることとなる場合には行使価額は下限行使価額とします。</p> <p>「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいいます。</p>
(8) 割当先	三田証券株式会社
(9) 行使期間	令和4年3月8日から令和7年3月7日まで
(10) 資金使途	<p>①経営資源の最大化のための当社開発研究所の機能強化及び「L a b o 営業部門」の創設・運営資金 300百万円</p> <p>②財務基盤強化のための優先株式の取得資金 300百万円</p> <p>③当社創業50周年に向けた大型製品の研究開発費 371百万円</p>

2. 本新株予約権の取得及び行使の概要について

	本第3回新株予約権	本第4回新株予約権
(1) 本日現在までの行使済新株予約権数	1,730 個 (17.3%)	0 個 (0.0%)
(2) 未行使の新株予約権の数	8,270 個 (82.7%)	2,200 個 (100.0%)
(3) 取得及び消滅する新株予約権の数	8,270 個	2,200 個
(4) 取得日及び消滅日	令和7年3月7日	令和7年3月7日
(5) 取得価額及びその総額	5,913,050 円 (本第3回新株予約権 1 個当たり 715 円)	363,000 円 (本第4回新株予約権 1 個当たり 165 円)
(6) 消滅後に残存する新株予約権の数	0 個	0 個

3. 本新株予約権の消滅理由および未行使の新株予約権について

本第3回新株予約権は、行使期間を通じて1,730個(17.3%)が行使され、調達した資金は103百万円となりました。一方、行使期間中、当社株価が本第3回新株予約権の下限行使価額を下回る期間があり、8,270個(82.7%)については行使されませんでした。未行使の本第3回新株予約権は、行使期間満了に伴い消滅致します。

本第4回新株予約権は、行使期間中、当社株価が本第4回新株予約権の行使価額を下回っていたため、行使期間を通じて、その全個数(2,200個)の行使がありませんでした。未行使の本第4回新株予約権は、行使期間満了に伴い消滅致します。

当社は、本新株予約権の買受契約書に基づき、令和7年3月7日付で残存する本新株予約権全部を、それぞれの発行価額と同額で取得致しました。

本第3回新株予約権により調達した資金(103百万円)は、当社開発研究所の機能強化及びLabo営業部門の創設・運営資金に全額充当しました。これにより、直近において有益な特許を継続的に取得出来ております。

なお、本第3回新株予約権及び本第4回新株予約権の調達資金が当初予定額(本第3回新株予約権600百万円、本第4回新株予約権371百万円)から減少したことに伴う調達資金の不足分については、収益力向上による手元資金の増加、又は金融機関からの資金調達等を含めた他の方法により不足分を補完する予定です。引き続き必要な資金調達手段の最適化に取り組んでまいります。

4. 業績に与える影響について

本新株予約権の取得及び消滅が令和7年3月期の当社業績に与える影響は軽微であります。今後、業績への重大な影響が認められる場合には速やかに公表いたします。

※本新株予約権に関する詳細については、令和4年2月16日公表の「第三者割当による第3回新株予約権(行使価額修正条項付)及び第4回新株予約権(行使価額修正型新株予約権転換権付)の発行に関するお知らせ」をご参照ください。

以 上